

下志段味組合だより

組合事業の現状と今後の予定

組合長 加藤 鈞



新緑が鮮やかな季節になってまいりました。組合員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。今日まで事業が進んでまいりましたのも、ひとえに組合員の皆様方の絶大なご協力のお陰であり感謝申し上げます。今年度は組合解散に向け、最後の年度となります。組合事業の完遂に向けて精一杯努めてまいりますので、最後まで、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、組合の状況及び今後の予定について、お知らせします。工事については全て完了し、公共施設の引継ぎも完了しました。残る工事関連業務として、砂防指定地内許可など、法令に基づく許可や届出について完了申請を行う必要があり、現在、資料を作成しております。

確定測量の結果、仮清算時の面積と差が生じる一部の換地所有者の方の徴収及び交付は、二月末で全て完了しております。保留地を購入された方で、確定測量の結果、購入面積と差が生じる方については、二月に精算金通知を発送しました。早期に徴収・交付が完了するよう努めてまいります。

登記につきましては、保留地の所有権移転登記を行うため、現在組合よりご紹介した司法書士事務所と保留地購入者との面談が行われております。保留地を購入していただいた方々には、面談や登記に必要な書類の準備などでお手数をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、今後、所有権登記名義人住所変更登記に関するご案内を送りします。これは登記簿に記載されている旧住所を換地後の新住所へ書き換えるための登記です。希望される方は委任状などの必要書類を担当司法書士へご返送くださるようお願いいたします。

今年度末には組合を解散したのち清算法人へ移行し、令和六年度には清算法人を結了できるよう、これまで以上に役員が一丸となって鋭意努力してまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

第96回 総代会報告

令和五年三月十九日(日)、サイエンス交流プラザにおいて開催しました。

総代五十九名書面出席四名含むが出席し、寺平徳夫副組合長の司会のもと、加藤鈞組合長が挨拶し、続いて、来賓として金庭宜雄市会議員から挨拶と出席公職者の紹介が行われました。

その後、議長に野田晋総代を選出して議事に入り、第一号議案及び第二号議案の審議のあと、賛成多数で議決承認されました。

第一号議案 事業計画の一部変更について

組合解散に向け事業内容の精査を行い、資金計画等を変更するものです。(下段参照)

第二号議案 令和五年度収支予算について

令和五年度収支予算について定めようとするものです。(下段参照)

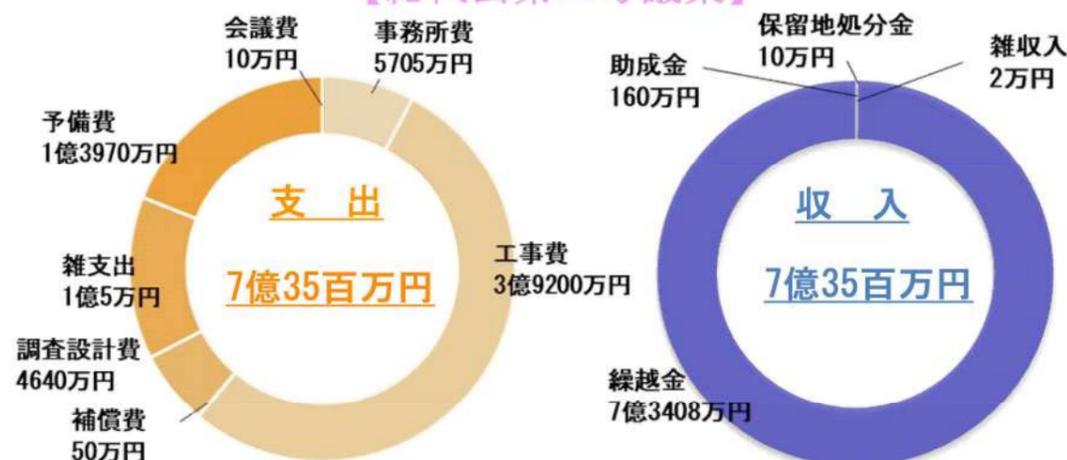
総代協議会報告



総代会終了後、総代協議会を開催し、事業完了までの予定及び記念誌に掲載する写真のご提供のお願いについて、説明を行いました。

※総代会での主な質問事項は裏面にあります。

令和五年度収支予算について 【総代会第二号議案】



事業計画の一部変更について 【総代会第一号議案】

『資金計画の変更』

【主な変更点】

余剰金の一部を換地処分時の土地所有者へお支払いするため、整地費へ宅地整備補償金として3億5200万円を計上しています。

【事業費】

(現在) 45,080,000千円
(変更後) 45,220,600千円

総代会及び協議会での主な意見

- Q1 事業計画変更で整地費を約2億4000万円増額している理由を教えてください。
A1 地権者還元として行う宅地整備補償金をお支払いするための費用を計上しています。
- Q2 前回総代会で予備費は約1億円の見込みとのことであったが、今回の予算では約1億4000万円になっている。これは令和6年度の事業費と不測事態処理費とのことだが、増額分は宅地整備補償金を増やしては。
A2 清算法人移行後もどんな不測事態が起こるか分かりません。余れば寄付、慰労金、地権者還元を使うことを検討しています。
- Q3 不測事態は何を想定しているのか。
A3 保留地等でコンクリート殻等が出た場合などの不測事態を想定しています。
- Q4 住所変更登記について、現在住んでいる下志段味地区内への住所に変更登記ができていない方はどうなるのか。
A4 対象外となります。相続登記が終わっていない方等も対象外となります。

住所変更登記(所有権登記名義人変更登記)

下志段味特定土地区画整理地内にお住まいの方については、区画整理事業に伴い土地の名称及び地番変更(以下「町名変更」という。)となり、住所が変更されました。

しかし、土地登記簿に記載の土地所有者の住所については、ご自身等で変更の登記手続きを行わないと変更になりません。

本組合では、「土地登記簿の所有者の住所」が「町名変更を実施する前の住所」と一致している場合のみ、実施した後の住所に変更する住所変更登記を取りまとめて実施することにしました。

【令和4年11月上旬に志段味支所からの新住所の通知書】

下野 太郎 様		名古屋市守山区長 登録専用 (本印あり)
通 知 書		
このたび、土地の名称及び地番変更にもない住民基本台帳法施行令第12条2項の規定に基づき、登記簿の住所が、町名変更を実施する前の住所である場合が対象です。		
氏名、名称又は施設の名称	下野 太郎	
住所又は施設の場所の表示	実施前	名古屋市守山区大字下志段味字■■■■××番地
	実施後	〒463-0003 名古屋市守山区下志段味〇丁目〇〇〇番地
変更年月日	令和 4年11月26日	

お問合せ先(事務委託先)

(公財)名古屋まちづくり公社 志段味開発部 換地・補償課 担当:近藤、加藤、小山
〒463-0003 名古屋市守山区下志段味三丁目518番地 (TEL) 052-736-9071
※問合せ時間は、平日の午前9時から12時、午後1時から5時までの間です。

今後の予定

換地処分による登記は、令和5年3月27日に完了となりました。令和5年度中に組合解散、清算法人へ移行し、令和6年度に清算法人を結了する予定です。



※保留地所有権移転登記

組合から購入者へ保留地の所有権を移すための登記。

※住所変更登記(土地)

施行地区内に在住の換地所有者を対象に、土地登記簿の所有権部分の住所を変更するための登記。

「下志段味地区」懐かしの写真 - 記念誌に掲載する写真のご提供のお願い -

30年に亘る組合活動の記録を記念誌として残すため、下志段味の昔の写真をお持ちの方はご提供くださいますようお願いいたします。

項目	写真例
下志段味の昔の街並み <input type="checkbox"/> 平成4(1992)年以前 (昭和30年~昭和60年代頃) <input type="checkbox"/> 平成4(1992)年前後	<ul style="list-style-type: none"> 志段味村役場 公民館 駐在所 診療所 火の見櫓等の建築物 下志段味の街が俯瞰できる風景写真 長戸川周辺地域の写真 守山スマートIC、下志段味小学校・中学校が完成する以前の写真 ライフガーデン志段味西、カインズなど商業施設が完成する以前の写真 名古屋多治見線など幹線道路が完成する以前の写真 濁り池交差点など交差点が完成する以前の写真
下志段味の歴史 <input type="checkbox"/> 平成4(1992)年以前 (昭和30年~昭和60年代頃)	<ul style="list-style-type: none"> 『自然』 <ul style="list-style-type: none"> 農作業の風景 植物や動物(自然に生息していたもの) 長戸川 『年中行事』 <ul style="list-style-type: none"> れんげ祭り ・ 提灯山 ・ 秋祭り ・ ゆく年くる年 ・ 七五三まいり 正月行事 ・ 節分 ・ 節句 ・ お盆 ・ 敬老会 弘法様 ・ 報徳 ・ 花見 ・ 芋煮会 ・ 御岳講など 『文化財』 <ul style="list-style-type: none"> 八幡神社 古墳 『昔の生活など』 <ul style="list-style-type: none"> 商店の風景 ・ 子供たちの遊び ・ 結婚式 ・ たてまい(餅ぶち) 国鉄、名鉄バスの運行の様子 ・ 品川白煉瓦



昭和54(1979)年 田植えの様子



昭和45(1970)年 志段味中学校80周年

写真のご提供時に教えていただきたいこと

- 撮影された場所を教えてください。
- 撮影された時期、年代を教えてください。
- 人物が特定されない、風景や行事がメインの写真のご提供をお願いします。

募集期間(令和5年6月末)

- 7月より誌面レイアウトなどの検討を行うため、6月末までに提供をお願いします。

連絡先

- 名古屋まちづくり公社 志段味開発部
担当:赤澤、秋田
Tel: 052-736-9071
- 下志段味特定土地区画整理組合
Tel: 052-736-4865